

平成28年8月23日現在

行政不服審査法第16条の規定に基づく地方公務員災害補償 基金審査会の標準審理期間について

標準審理期間	6か月※
--------	------

※ 上記の標準審理期間は、改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）が適用された事案にかかる再審査請求の処理の実績に基づいて設定したものです。

- 標準審理期間は、再審査請求が基金審査会の事務所に到達してから当該再審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間のことです。
- 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）に伴う制度変更及び事務手続の増加等の事情によって上記の標準審理期間を超過する場合があります。
- 標準審理期間は、再審査請求の審理期間の目安として定められるものです。したがって、その期間の経過をもって直ちに違法な不作為や裁決の手続上の瑕疵に当たることになるものではありません。
- 再審査請求の処理実績を踏まえ、適宜標準審理期間の見直しを行います。